

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和 51 年 3 月 31 日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力株から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 県は、四国電力株から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

(公表事項等)

第 3 条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力株から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力株から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第 1 号） ②四国電力株からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の配置図 ・発電所の基本系統図 ・専門用語等の解説 ・周辺環境放射線調査結果 	①お知らせ（様式第 2 号） ②四国電力株からの報告

(公表方法)

第 4 条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- (3) 閲覧（県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター）（発電所の配置図は除く。）

(公表時期)

第 5 条 公表時期は、別表のとおりとする。

(その他)

第 6 条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全対策課が対応する。

- 附 則 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 16 年 9 月 9 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則	この要領は、平成23年6月16日から施行する。
附 則	この要領は、平成24年9月19日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年7月7日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年10月30日から施行する。
附 則	この要領は、平成30年5月23日から施行する。
附 則	この要領は、令和元年6月18日から施行する。
附 則	この要領は、令和2年10月16日から施行する。
附 則	この要領は、令和3年1月7日から施行する。
附 則	この要領は、令和3年8月4日から施行する。
附 則	この要領は、令和3年10月5日から施行する。
附 則	この要領は、令和3年12月20日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

種類	区分	内 容	公 表 時 期*	
			報道機関	県ホームページ 閲 覧
主に設備に係るもの	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音が発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
	B	(1)管理区域内における設備の異常が発生したとき (2)発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3)原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4)その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後48時間以内に公表	通報連絡後48時間以内に掲載
	C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)
に係るもの 核物質防護	PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに	掲載可能な段階で速やかに

※特定重大事故等対処施設に係る異常事態については、A、B、PP区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときに速やかに公表し、C区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときを通報連絡があったときとみなし、この表の公表時期に従うものとする。ただし、次のような内容については、その旨直ちに公表する。
 ・特定重大事故等対処施設の故障により原子炉を停止した場合
 ・特定重大事故等対処施設に係る火災、人身事故発生時に消防車、救急車が伊方発電所に入構する場合等

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国の 報告 対象	県の 公表 区分	号 機別	管理 区域	異常の 種類
令和3年4月の通報連絡件数				A: 1	B: 0	C: 1	計: 2	
1	3.4.22	3.4.22	協会社従業員の新型コロナウイルス2次感染	無	A	-	外	その他
2	3.4.26	3.5.10	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
令和3年5月の通報連絡件数				A: 0	B: 1	C: 0	計: 1	
3	3.5.23	3.5.24	雑固体焼却設備排気筒じんあいモニタ制御装置の不具合	無	B	123	内	設備故障
令和3年6月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 4	計: 4	
4	3.6.3	3.7.12	作業員の負傷	無	C	12	外	負傷等
5	3.6.19	3.7.12	地震の観測	無	C	123	-	地震観測
6	3.6.20	3.7.12	予備変圧器のガス検出警報発信	無	C	12	外	設備故障
7	3.6.30	3.7.12	総合排水処理装置沈殿池壁面からの水漏れ	無	C	3	外	設備故障
令和3年7月の通報連絡件数				A: 2	B: 0	C: 7	計: 9	
8	3.7.2	3.7.2	伊方発電所における過去の保安規定不適合	無	A	3	外	その他
9	3.7.8	3.8.10	地震の観測	無	C	123	-	地震観測
10	3.7.9	3.8.10	火災監視用サーモカメラの異常信号の発信	無	C	3	外	設備故障
11	3.7.15	3.8.10	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
12	3.7.16	3.7.16	作業員の救急搬送	無	A	3	内	負傷等
13	3.7.17	3.8.10	地震の観測	無	C	123	-	地震観測
14	3.7.18	3.8.10	総合排水処理装置の配管からの塩酸の漏えい	無	C	3	外	設備故障
15	3.7.23	3.8.10	空冷式非常用発電装置の始動用バッテリーの電圧低下	無	C	3	外	設備故障
16	3.7.30	3.8.10	作業員の負傷	無	C	3	内	負傷等
令和3年8月の通報連絡件数				A: 1	B: 0	C: 0	計: 1	
17	3.8.6	3.8.6	作業員の救急搬送	無	A	3	内	負傷等
令和3年9月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 1	計: 1	
18	3.9.6	3.10.11	構内道路における交通事故	無	C	-	外	その他
令和3年10月の通報連絡件数				A: 0	B: 1	C: 0	計: 1	
19	3.10.8	3.10.8	蓄圧タンクのサンプリング隔離弁の不具合	無	B	3	内	設備故障
令和3年11月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 0	計: 0	
令和3年12月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 0	計: 0	
令和4年1月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 3	計: 3	
20	4.1.7	4.2.10	エタノールアミン排水処理装置ガス希釈ファンの不具合	無	C	3	外	設備故障
21	4.1.18	4.2.10	雑固体焼却炉建家空調装置の不具合	無	C	123	外	設備故障
22	4.1.22	4.2.10	地震の観測	無	C	123	-	地震観測
令和4年2月の通報連絡件数				A: 1	B: 0	C: 0	計: 1	
23	4.2.9	4.2.9	協会社従業員の新型コロナウイルス2次感染	無	A	-	外	その他
令和4年3月の通報連絡件数				A: 2	B: 2	C: 1	計: 5	
24	4.3.17	4.3.17	四国電力社員の新型コロナウイルス2次感染	無	A	-	外	その他
25	4.3.18	4.3.18	使用済燃料ピット監視カメラの異常	無	B	3	外	設備故障
26	4.3.18	4.3.18	四国電力社員の新型コロナウイルス2次感染	無	A	-	外	その他
27	4.3.18	4.3.18	一次冷却材中のよう素濃度の上昇	無	B	3	内	設備故障
28	4.3.23	4.3.23	エタノールアミン含有排水生物処理装置からの苛性ソーダの漏えい	無	C	3	外	設備故障
令和3年度合計				A: 7	B: 4	C: 17	計: 28	

伊方発電所からの異常時通報連絡状況

年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度
A	-	5	3	5	7	9	5	7	2	9	4	2	1	2	1	8	1	1	5	6	3
B	-	6	10	11	8	7	5	11	5	8	11	5	2	3	2	0	3	4	3	4	2
C	-	29	33	30	35	23	23	30	26	30	29	26	18	12	17	24	19	15	14	20	13
合計	64	40	46	46	50	39	33	48	33	47	44	33	21	17	20	32	23	20	22	30	18

年度	令和3年度												合計
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
A	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	2	7
B	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	4
C	1	0	4	7	0	1	0	0	0	3	0	1	17
合計	2	1	4	9	1	1	1	0	0	3	1	5	28

資料9-3 環境放射線測定地点及び試料採取地点図

図1～6のとおり。

項目	愛媛県	四国電力株
モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■	●
モニタリングポイント（積算線量）、定期測定地点（線量率）	□	○

(参考) 図中の番号は、地点番号を示す。

線量率と積算線量で地点が若干異なる場合には、線量率の測定地点を示した。

----- 敷地境界線

----- 周辺監視区域境界線

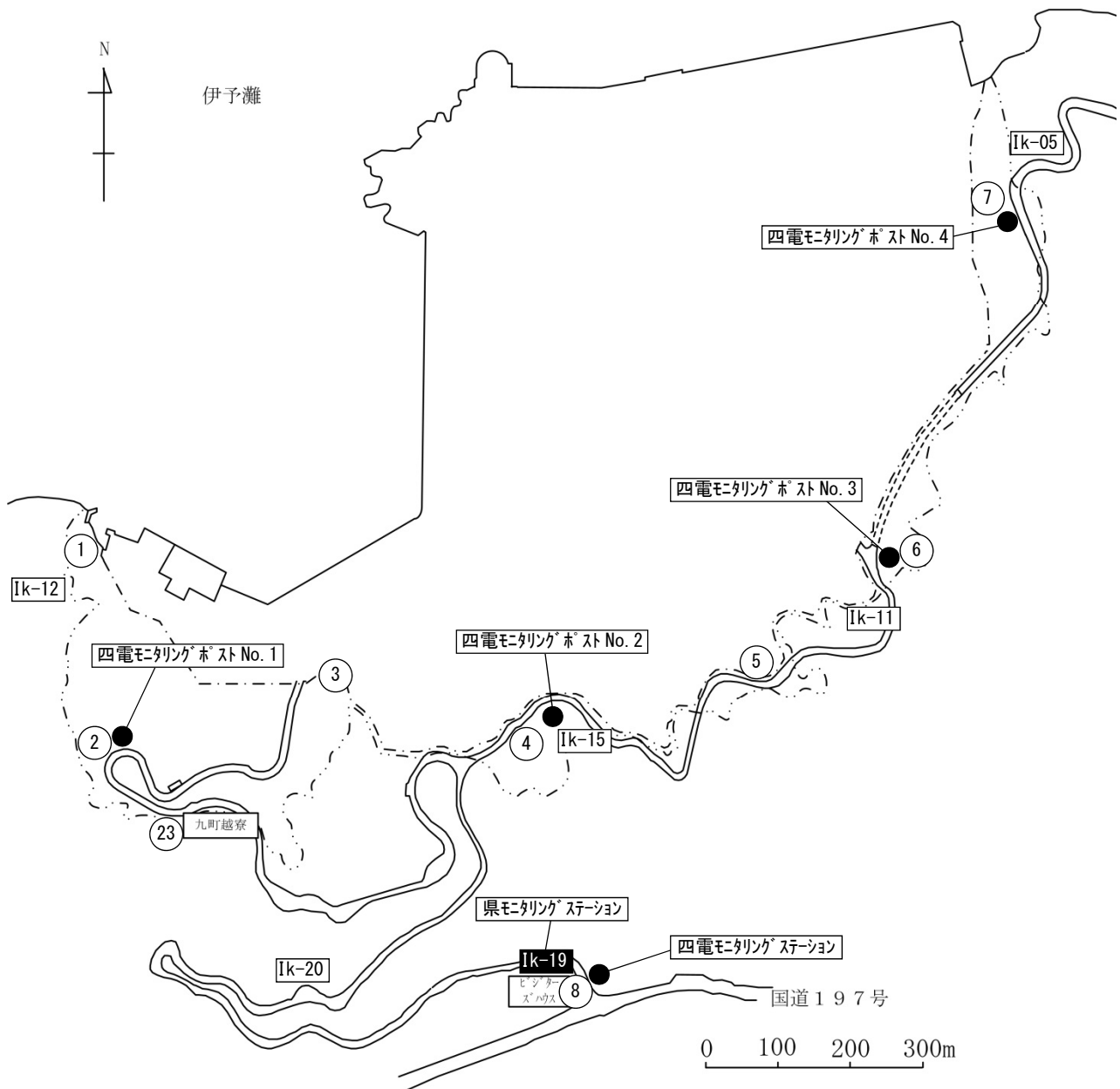


図1 空間放射線 調査地点図（発電所周辺）

項目	愛媛県	四国電力株
大気、環境試料、排水	□	○

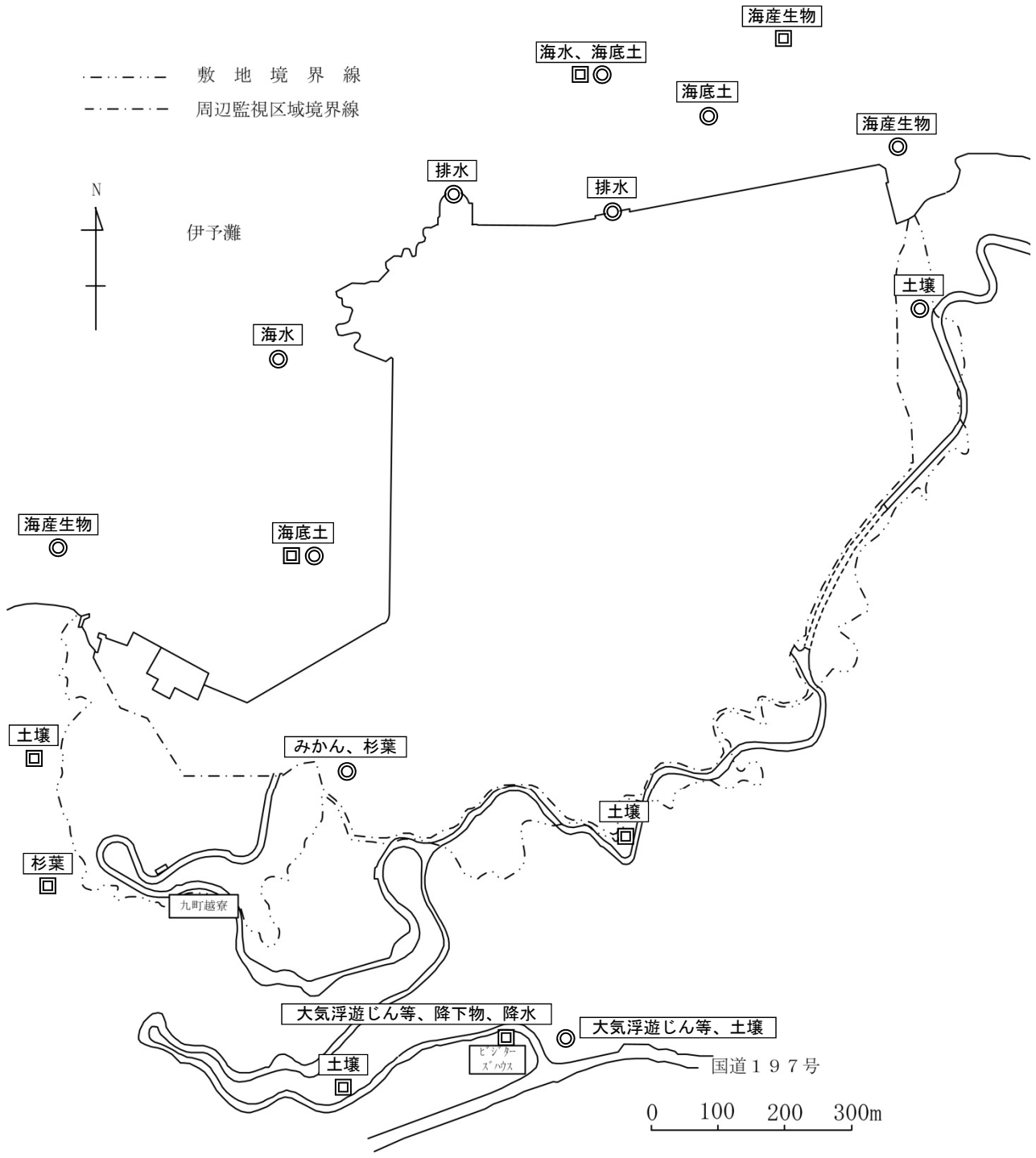


図2 大気、環境試料、排水 調査地点図（発電所周辺）

項目	愛媛県	四国電力株
モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■	●
モニタリングポイント（積算線量）、定期測定地点（線量率）	□	○

(参考) 図中の番号は、地点番号を示す。

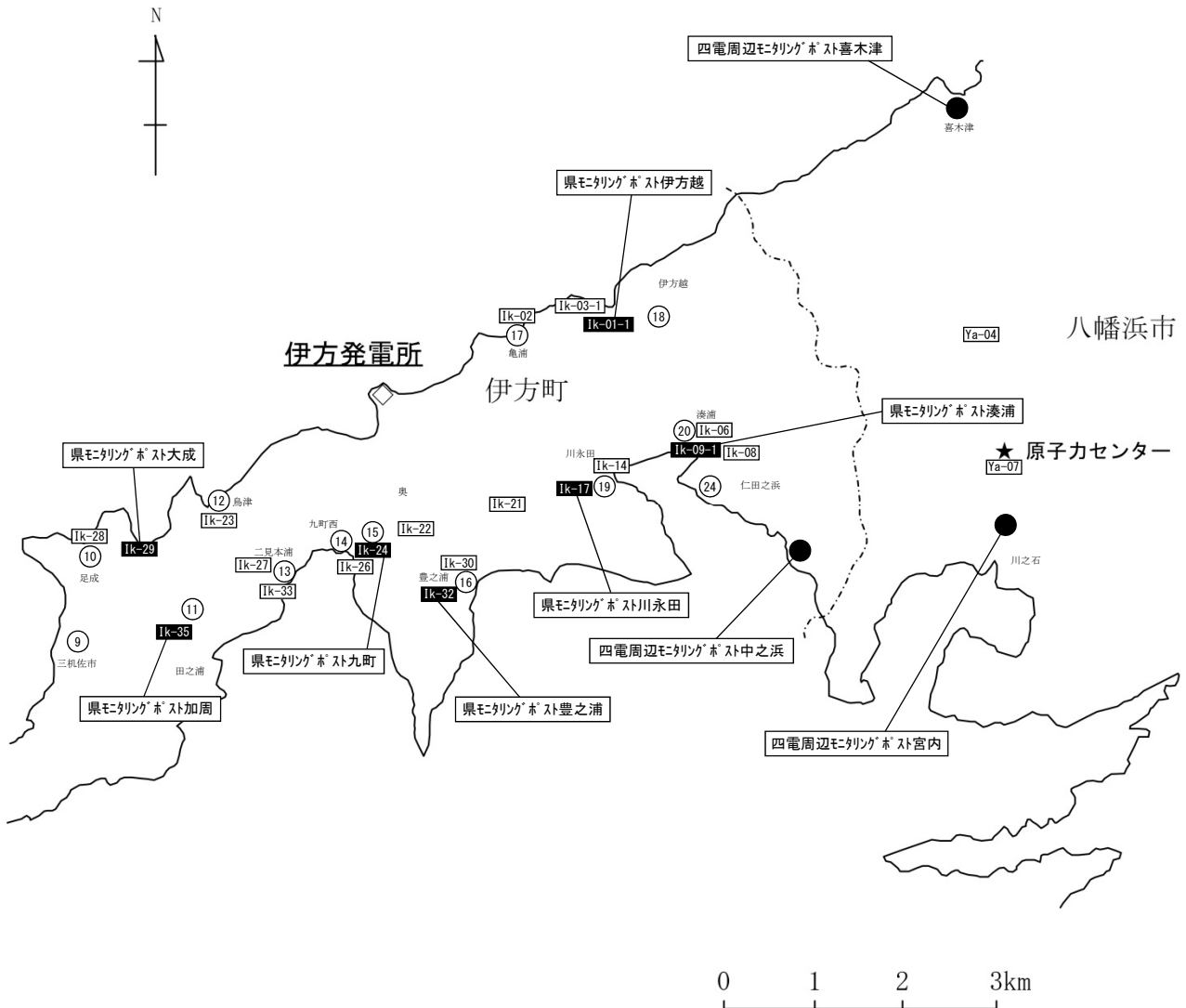


図3 空間放射線 調査地点図（伊方町周辺）

項目	愛媛県	四国電力株
大気、環境試料	□	◎

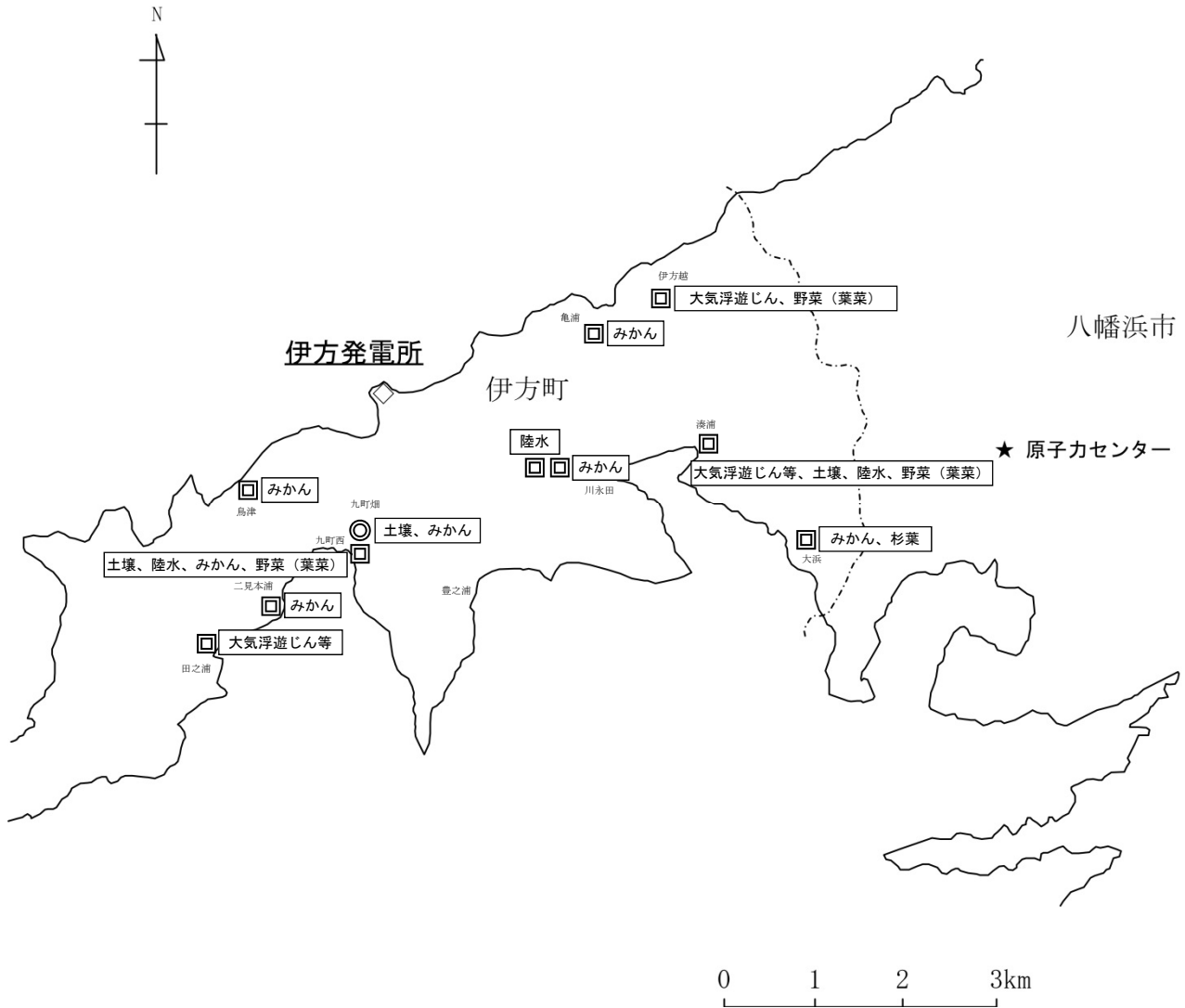


図4 大気、環境試料 調査地点図 (伊方町周辺)

項目	愛媛県	四国電力株
モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■	●
モニタリングポイント（積算線量）、定期測定地点（線量率）	□	○

(参考) 図中の番号は、地点番号を示す。

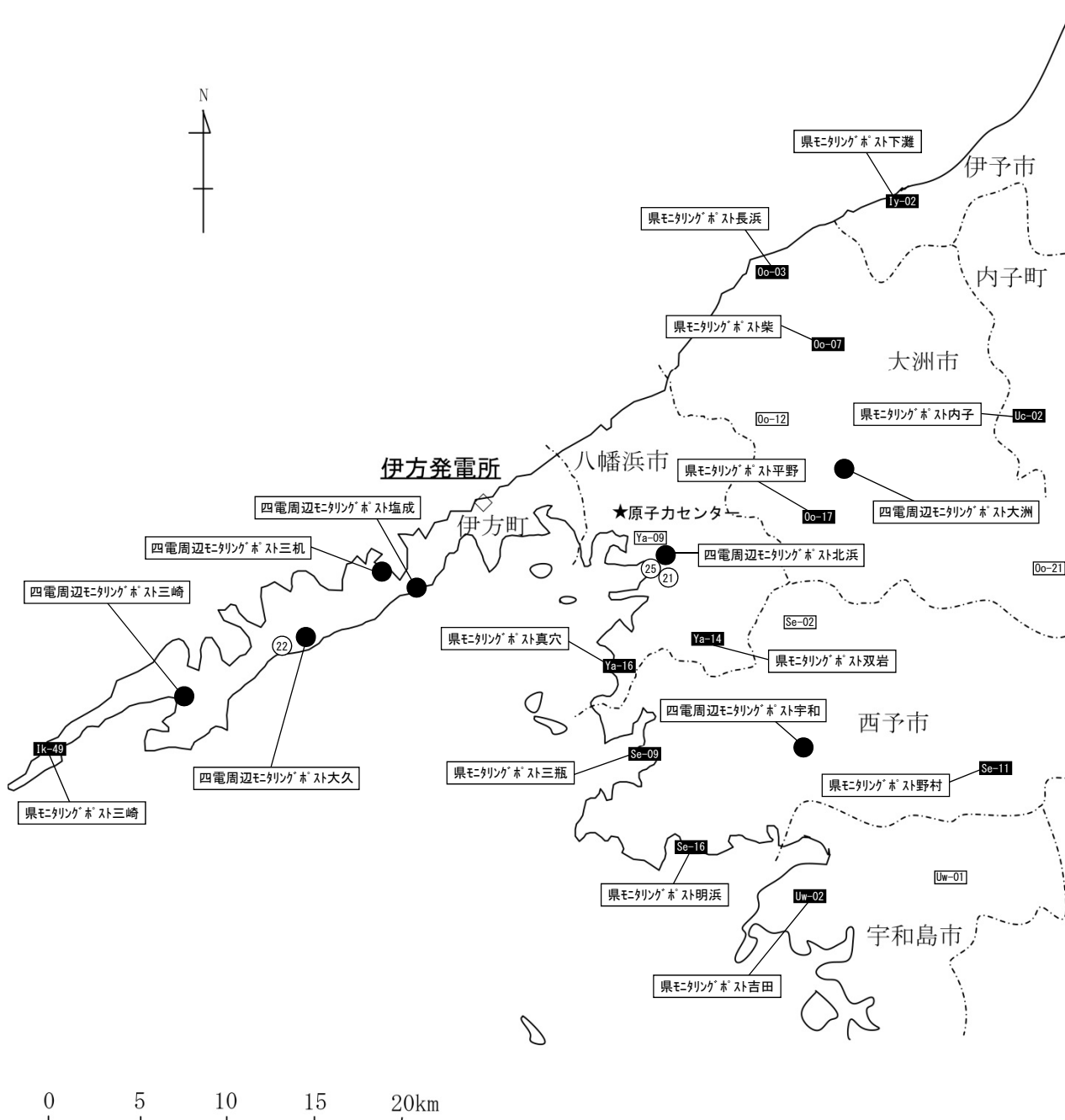


図5 空間放射線 調査地点図（広域）

項 目	愛媛県
環境試料	□



図6 環境試料 調査地点図 (広域)